

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年3月2日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

(1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称等

項	大規模小売店舗の所在地及び名称	大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
1	守口市文園町13番3 ライフ守口滝井店	大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
2	東大阪市太平寺二丁目43番1 ライフ太平寺店	同

(3) 変更年月日

令和5年5月27日

2 届出年月日

令和8年2月6日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和8年3月2日から同年7月2日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

なお、次の場所においても1(2)の表（以下「表」という。）に掲げる大規模小売店舗ごとに縦覧に供する。

表1の項に掲げる大規模小売店舗

守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市市民生活部地域振興課

表2の項に掲げる大規模小売店舗

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課